

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人マザアス（以下「法人」という）の定款第8条及び第21条並びに社会福祉法人マザアス評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等とは、理事長、常勤理事、職員理事、非常勤理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(2) 常勤理事とは、常勤として法人業務に従事する理事のうち、職員理事以外の者をいう。

(3) 職員理事とは、理事のうち職員として法人に勤務し、法人の就業規則の適用を受ける者をいう。

(報酬)

第3条 役員等の報酬額は、別表に定めるところによる。ただし、職員理事及び職員給与が支給されている評議員選任・解任委員会委員に対しては、別表に定める報酬及び旅費を支給しない。

2 理事長、常勤理事の毎年度の報酬額は、別表に定める額の範囲内で理事会において決定する。

(手当等)

第4条 理事長には、通勤手当及び退職給与金を、常勤理事には、通勤手当、賞与及び退職給与金を支払う。

2 退職給与金については、理事長は1年につき報酬年額の100分の8、常勤理事は1年につき報酬月額額の100分の100とする。

3 通勤手当については交通費実費額とする。

4 賞与については、理事会において定める正規職員に係る賞与基準支給率を、常勤理事の報酬月額に乗じた額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等（通勤手当、賞与及び第6条に定める交通費等を含む。以下この条において同じ）の支給時期は、次の各号に定める役員等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 理事長、常勤理事

毎月25日（ただし、その日が土曜日又は休日の場合は、その前日とする。）

(2) 前号に定める役員以外の役員等

理事会若しくは評議員会又は職務のために必要な会議等への出席又は参加した都度

2 報酬等は、現金により本人に直接支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 報酬等の支給方法につき、この規程に定めのない事項は、法人の給与規定に定めるところによる。

(旅 費)

第6条 役員等が役員等として職務のために出張したときは、別表に定める交通費、宿泊料（宿泊を要する場合に限る）を支払う。

(公 表)

第7条 この規程を社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補 足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成25年4月1日より適用する

この規程は、平成29年6月1日より適用する

この規程は、令和2年6月23日より適用する

役員報酬

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000円
評議員会出席報酬等	10,000円
監事出席報酬等	10,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	15,000円
理事及び評議員業務報酬等	10,000円
監事監査指導報酬等	10,000円

別表3 (月額)

名 称	報 酬
常勤役員等	100,000～ 500,000円

*常勤役員等は、勤務実態に合わせて上記報酬を支払うものとする。

*別表3に該当する場合は、別表1及び別表2の報酬はない。

別表4

旅 費	交通費・その他必要経費	宿泊料(一泊二食)
	実 費	20,000円を上限とする実費